

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊 藤 伸 一

児童生徒等の通学時の安全確保について(通知)

このことについては、これまでも指導をお願いしてきたところですが、依然として、通学中の児童生徒等が交通事故や犯罪被害に遭う事案が多数発生しています。

特に、新学期が始まるこの時期は、通学中の児童生徒の交通事故や、自転車運転の開始に伴う交通事故の発生が懸念されることから、改めて、児童生徒に対し、道路の安全な歩行の指導を行うことはもとより、通学路の安全点検を実施し、交通事故等の未然防止に万全を期す必要があります。

また、自転車の利用に当たっては、「北海道自転車条例」の内容を踏まえて、児童生徒が被害者にも加害者にもならぬよう交通ルール遵守の徹底を図るほか、万一、児童生徒が交通事故の当事者となった場合には、直ちに負傷者を救護するとともに、事故の概要を警察へ通報するなど、交通事故が起きたときの応急手当と措置等について指導する必要があります。

については、次の参考資料及び参考通知を活用するなどして、安全教育や安全管理の一層の充実を図るようお願いします。

記

○ 参考資料

- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(平成30年2月 文部科学省)
- ・「安全教育実践事例集(We b掲載)」(北海道教育委員会)
- ・「学校安全推進資料(平成25年度改訂版)」(平成26年3月 北海道教育委員会)
- ・「自転車利用者の交通安全 自転車を安全に乗るために」(北海道)
- ・「北海道自転車条例」(リーフレット)(平成30年4月 北海道)
- ・「学校における危機管理の手引(改訂3版)」(平成31年2月 北海道教育委員会)

○ 参考通知

- ・平成31年2月28日付け教生学第933号通知「北海道自転車条例に基づく自転車の安全利用について」(小・中学校あて)
- ・平成31年4月19日付け教生学第99号通知「北海道自転車条例に基づく自転車の安全利用について」(高等学校あて)
- ・令和元年5月8日付け教生学第147号通知「『自転車関連事故に係る分析』資料の送付について」

(生徒指導(学校安全)係)